

2022 年第 224 號法律公告

《2022 年水務設施 (修訂) (第 2 號) 規例》

(由行政長官會同行政會議根據《水務設施條例》(第 102 章) 第 37 條及《釋義及通則條例》(第 1 章) 第 29 條訂立)

1. 生效日期

本規例自 2022 年 12 月 1 日起實施。

2. 修訂《水務設施規例》

《水務設施規例》(第 102 章，附屬法例 A) 現予修訂，修訂方式列於第 3 條。

3. 修訂第 46AB 條 (寬免在 2019 年 12 月至 2022 年 11 月期間就若干非住宅用途供應淡水的收費)

(1) 第 46AB 條，標題——

廢除

“2022 年 11 月”

代以

“2023 年 7 月”。

(2) 第 46AB(5) 條，寬免期的定義——

廢除

“2022 年 11 月 30 日”

代以

“2023 年 7 月 31 日”。

《2022 年水務設施 (修訂) (第 2 號) 規例》

2022 年第 224 號法律公告

B4884

行政會議秘書

江嘉敏

行政會議廳

2022 年 11 月 8 日

註釋

《水務設施規例》(第 102 章，附屬法例 A) 第 46AB 條規定，寬免在 2019 年 12 月至 2022 年 11 月期間就若干非住宅用途供應淡水的收費。

2. 本規例修訂上述第 46AB 條，將上述寬免延長 8 個月至 2023 年 7 月。